

指名停止等の運用状況一覧（物品購入等）

業者名	本社所在地	指名 停止 期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
日管株式会社	浜松市中央区池町2 20-4	1ヶ月	令和6年5月16日	令和6年6月15日	別表第9号（不正又は不誠 実な行為）	日管株式会社の元役員は、元千代田区議会議員から同区発注案件の入 札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。なお、贈賄行為は公訴時 効（3年）が成立しており、逮捕等は行われていない。

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点を、措置の基準日とするため、同時点における“富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領”を適用しています。